

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第三十二号及び第三十三号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) (略)

ロ・ハ (略)

三十 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

三十一 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第九号の規定を準用する。

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) (略)

ロ・ハ (略)

二十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

二十四 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

二十五 指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、常勤の看護師については、平成二十年九月三十日までの間は、常勤の看護職員で配置することにより足りることとする。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の六十五以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十以上であること。

ロ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

三十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設

二 看護体制加算(Ⅱ)イを算定する職員研修を行っていること。  
ホ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定する職員の個室を確保していること。

サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

三十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ(ハ) (略)

三十五 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

三十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

二十六 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ(ハ) (略)

二十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

二 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

三十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第四十一号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること。

(3) (略)

ロ 二 (略)

三十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 二 (略)

三十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第九号の規定を準用する。

四十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に

二十八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること。

(3) (略)

ロ 二 (略)

二十九 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 二 (略)

三十 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第六号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準  
第二十五号の規定を準用する。

係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等の算定方法第十号」とあるのは、「通所介護費等の算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十一号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

ニ 看護体制加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第三十四号の規定を準用する。

四十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準第三十五号の規定を準用する。

四十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

第三十六号の規定を準用する。

四十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(ハ) (略)

(ロ) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

(三・四) (略)

(3) (略)

ロ (略)

三十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準第二十七号の規定を準用する。

三十四 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(ハ) (略)

(ロ) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。

(三・四) (略)

(3) (略)

ロ (略)

四十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

四十七 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

四十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ (略)

四十九 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十四号の規定を準用する。

五十 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

五十一 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

五十二 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

三十五 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

三十六 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十七 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ (略)

三十八 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十号の規定を準用する。

三十九 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

四十 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

るものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号への規定を準用する。この場合において、同号へ(1)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号チ(同号チ(1)及び(七)を除く。)の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(2)(一)中「(1)及び(四)から(七)まで」とあるのは「チ(1)(一)、(四)及び(六)」と読み替えるものとする。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号リの規定を準用する。この場合において、同号リ中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号リ(1)中「チ(1)(一)及び(四)から(七)まで」とあるのは「チ(1)(一)、(四)及び(六)」と読み替えるものとする。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号への規定を準用する。この場合において、同号へ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。



チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(四)又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

五十三 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

五十五 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

五十六 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

五十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

五十八 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十二 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

四十四 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

四十五 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

四十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

介護予防訪問介護費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

六十 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注5に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。

六十一 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業所であること。

六十二 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

六十三 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第七号の規定を準用する。

六十四 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第八号の規定を準用する。

六十五 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

六十六 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十一号の規定を準用する。

六十七 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

四十七 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十九 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

五十 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

五十一 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第七号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十二号の規定を準用する。

六十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十三号の規定を準用する。

六十九 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

七十 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

七十一 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養環境減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

七十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

七十三 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十九号の規定を準用する。

七十四 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。

七十五 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第二十三号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

七十七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜間ケア加

第八号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

五十五 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

五十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

五十八 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十五号の規定を準用する。

五十九 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。

六十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十九号の規定を準用する。

算の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号い ずれかに該当する者とする。</p> <p>一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅 療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護 師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士</p> <p>二 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス 等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生 省告示第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。 ）第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション 及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。 以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第 一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをい う。）の保健師、看護師及び准看護師</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理 及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要 介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は 歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士 （歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健 師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及 び管理栄養士とする。</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理 及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要 介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は 歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p>

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)

により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

四 別に厚生労働大臣が定める診療所(前二号に掲げるものを除く。)

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的